

ZENCOLO

ゼンコロ

一九九二年四月十七日第三種郵便物認可 (毎月三回七の日発行)



私たちの誓い

- | | |
|--|--|
| 1. 私たちは、試されたことのない道を自分たちの手でできひらく開拓者の心もち続けます。
(開拓者の心) | 力を育てる努力を続けます。
(可能性の追求) |
| 2. 私たちは、さまざまな困難を乗り越え、働くことをつうじて積極的に社会に貢献することをめざします。
(働く喜び) | 4. 私たちは、お互いに協力し、励まし合い、かわることのない連帯でしあわせを楽しみます。
(連帯と協力) |
| 3. 私たちは、ひとりひとりの多様な可能性を信じて、新しい能 | 5. 私たちは、心を含ませて、すべての人がもっとも人間らしく生きることのできる平和で豊かな社会の実現をめざします。
(豊かな社会) |

大藤 足利フラワーパーク

(撮影：あかつきコロニー 堀口昭利)

重度障害者の職域の拡大を！ 重度障害者の完全就労と雇用を！ 障害者の社会参加を！（ゼンコロメインテーマ）

・青森県コロニー協会・青森市017(728)5621・山形県コロニー協会・山形市0236(41)1136・長野若槻園・長野市026(296)1415・東京コロニー・中野区03(3952)6166・東京アフターケア協会・清瀬市0424(91)1236・あかつきコロニー・武蔵村山市0425(60)7840・京都梅花園・城陽市0774(52)1362・山口県コロニー協会・防府市0835(32)0069・福岡コロニー・粕屋郡092(963)2781・佐賀春光園・三養基郡0942(94)2144・熊本県コロニー協会・熊本市096(353)1291・沖縄コロニー・浦添市098(877)3344
ゼンコロホームページ <http://www.tocolo.or.jp/zencolo>

新「アジア太平洋障害者の十年」(2003~2012)を推進しよう

「障害者自立支援法」は暫定法?!



社団法人ゼンコロ
会長 勝又和夫

この号が発刊される頃には「障害者自立支援法」は施行されており、施行に向けた各地・各当事者の工夫や切ない決断の結果が伝わり始めているのではないかと思います。

「障害者自立支援法」の成立とその施行によって、ある人たちの言葉からは「これでルビコン川を越えた」とも聞きますが、私自身にしても関係者の多くの方々にとっても、3年後の見直しに向けてこの1～2年はルビコン川の真っ只中にいて、まだ渡り切ってはいないとの心境の中で、思いを新たに障害者個々に及ぼす影響と向かい合いながら、渡り切った時には誰もが納得できるものにしていきたいと思っています。こうした思いから改めて本法について政府が目玉とする諸点について、私なりの思いや危惧・改善課題を書かせていただくことにしました。

1. 従来の居宅支援サービスや施設サービスなど12のサービス(支援費制度)が、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村事業である「地域生活支援事業」など17のサービスに編成替えされます。今回の障害者自立支援法で身体障害・知的障害・精神障害の3つの障害の共通のサービスとなったことは理念的にはすばらしいことですが、

(1) 従来の3法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法)で障害者として認められた者が障害者自立支援法のサービス対象者となるのが前提になっています。この3法の規定では知的障害者として認められる基準は明確に定められてなく、指定機関による判定で認められ、精神障害者は知的障害者に準ずるものになっていることから、従来からのあいまいさが結果的に温存されることになると思われます。また、3法の枠外の難病等は適用外となる心配があるなど、サービス提供から漏れる心配のある人が多数出る

可能性に危惧を抱きます。このことも受けて、障害者の範囲に関する3年後の見直しの付則条項が付け加えられたと認識しています。

(2) さらに本法によるサービス受給に当っては心身の状況の判定を受けなければならない、その結果で、「障害程度区分」(区分1～6)が決定し、この障害程度区分によって初めてサービス提供がなされます。本法は、法案作成の初期の段階では介護保険制度との一元化を想定していましたが、今後に向けても介護保険との統合を前提とした制度設計となっています。3年後の平成21年度の介護保険改正時に、障害福祉サービスの介護保険への一元化を視野に論議も始まっていますが、「障害＝介護」なのかとの障害者自身からの根強い反対の声や、介護的視点での障害者施策の推進に不安が高まっている現状もあります。特に、介護給付についてはある程度理解出来たとしても、訓練等給付についてはとても納得できるものではありません。さらに、障害程度区分の判定において精神障害者等は介護保険の判定を基礎にシステム化されたソフトでは、多くの方が対象外となる心配があります。

(3) また障害程度区分の判定員は社会資源の状況等から主に市町村職員が予定されていますが、判定に当たって生活環境や家族状況等を勘案するとの規定があり、市町村の予算枠との関係で必要なサービス提供が抑制されることがないか、非常に心配しています。

(4) サービスの3障害共通化により、費用負担が平準化(一般化)されることになるため、障害の状況に応じた手厚いサービスは削減され、手薄だったサービスは予算の関係で、今後の水準向上が望みにくくなるのではないかと心配もあります。

(5) 全国の市町村を窓口として、3障害に共通の障害福祉サービスの提供が開始されます

が、市町村職員の人的な制約、求められる専門性等から窓口業務の限界があらわになっている様に思えます。またこうした状況から画一的にマニュアルでの対応しか望めない状況も心配され、利用者本人や家族等とじっくり向き合っただけの申請手続きが進められるかも心配しています。

2. 障害者自立支援法の施行にあたって、全国の市町村における「障害福祉計画」の制定が義務化され、市町村を窓口として身近でキメ細かい対応が図られるとされていますが、現実には次の問題が心配されます。

- (1) 全国どの地域においても共通の障害福祉サービスが受けられるようになるとの説明が何度もされてきましたが、地域の社会資源の状況や市町村の財政事情、障害者施策に対して積極的に取り組む自治体等により、都道府県、市町村独自の減免制度や上乗せ、横出しでのサービス提供等地域間格差の拡大が顕在化しつつあり、このことは施行を間近に大きな広がりを見せ、法自体の水準の低さや脆弱さの証左でもあるということが出来るのではないのでしょうか。
- (2) 市町村障害福祉計画の裏付けとなる財源措置も極めて弱く、空き店舗、空き教室等既存の社会資源の活用を規制緩和によって行うとしていますが、公的補助により建設された行政財産は目的外使用の場合、補助金の返納義務等が発生します。こうした点について他省庁を含めた法的な規制緩和や裏付けが見えにくく、実現可能な対策が同時並行的になされるべきではないかと考えます。
- (3) 障害者の流出と流入（地域間格差で手厚いサービスを提供する自治体へ、障害者が流れること）、難民化（流入受入の財政的限界により各種の流入規制：例えば賃貸住宅での審査の厳格化や、住民票の窓口での不受理等）が起きることはないのでしょうか。
- (4) 「障害福祉計画」は4～6月に市町村における事業者等に対する基礎調査が行われ、7月に都道府県に報告され、9月には都道府県

から国に報告がなされると聞いていますが、この基礎調査が将来に亘るその地域の福祉水準を固定化してしまわないかと心配しています。

3. 福祉行政と労働行政の連携により、障害者の働く機会の増大が障害者雇用促進法との連携強化で飛躍的に拡大されるとしています。本当にそうなるのでしょうか。

- (1) この前提数値として平成20年度において60万人の障害者就労を実現させるとしています。実際の就労状況は平成10年で52万人、平成15年では48万人と減少傾向にある状況にあります。またハローワークに求職登録している13万人の内、単年度で就職できる人は3万5千人程度という状況に大きな変化はなく、授産施設の利用者は10万人、知的障害者更生施設の利用者10万人、無認可小規模作業所の利用者10万人、精神病院の社会的入院（社会に受け皿がないために精神病院に入院を余儀なくされている）者は7万人など、約50万人の受け皿（就労先の企業等）問題への答えは用意されていません。

障害者雇用促進法における企業の義務雇用の達成率は現在は1.47%で、障害者雇用促進法に定める義務雇用率1.8%は、昭和35年に本法が制定されて以来一度も達成されていませんし、重度障害者の雇用は雇用率や雇用人数、報奨金の対象としてダブルカウントされていますから、そのダブルカウントを除いた実雇用数では、法制定当時の10万人がそのままに今日に至っています。この状況での平成20年の雇用目標60万人の設定は、あまりにも小さな数であり、受皿対策も不十分なままと言わざるを得ません。

- (2) 一般雇用の前述の状況の中で、施設利用者40万人に対し、長期利用者への施設サービスは大幅な報酬削減が打ち出され、一般就労への移行を目的とする事業は現行報酬に対する一定の上乗せと有期限化が制度化されるなど、事業者の意識改革を求めるものとして示され、この制度見直しの結果では既存施設の延長線上での長期利用のままとした場合、職

員に対する公的助成が最大で46%減が見込まれるものとなっています。これでは施設サービスの低下、職員の非常勤化や解雇、施設の運営が困難となり、極論的には施設閉鎖の結果により行き場を失う障害者が増大するのではないかといった心配さえあります。

- (3) 障害福祉サービスについては介護保険との整合性に重点を置いた制度設計がなされていますが、この就労支援については本来的には労働諸制度との整合性が図られるべきにもかかわらず、全くその視点がない状況にあります。労働行政の施策では障害が軽いか、能力があればそのまま一般雇用へ就け、一般雇用が望める者には障害者職業訓練校等において毎月10万円以上の手当を得て訓練を受けられ、就職に結びつく制度となっています。しかし、労働施策では障害が重いために対象外とされ、この障害者自立支援法の対象となって就職のための訓練を受けた場合には、ホテルコスト(ホテルを利用したと同じ様な額の食費や光熱水費)としての実費負担と、公費助成額の1割の利用者負担をしなければならない、といった矛盾の中にあります。障害が重ければ重い程恩典が少なくなり、むしろ負担が求められるものになっていることから、施設利用の断念や食事を抜くなどの、サービスの受給の抑制が現実のものになりつつあります。

- (4) この実態がどうして「障害者にも働くチャンスが増え・・・」などとバラ色の言い方が出来るのでしょうか。障害の軽重による差別の助長にしか過ぎないと言っては言い過ぎなのでしょう。

4. 国は持続可能な福祉制度を構築したと言っていますが、その前提として「利用者が負担するから国民が負担することを納得する」と説明しています。しかし、このことにより次の様な問題発生があります。

- (1) 新制度の最も大きなねらいは、制度を持続可能なものにするにありますが、福祉サービスも買う時代への転換であるとして、これまでの応能負担(負担能力に

じて負担する制度)から応益負担(負担能力に関係なく使ったサービスに応じて一定額や率の負担を求める制度)に変更したことは、稼得収入等の少ない障害者にとっては働く場だけでなく多くの場面でサービスを我慢する=利用中断・利用抑制、といった現象を生み始めています。この収入の少なさについても付則において3年を目処に所得保障等に関する改善策を講ずるとされていますが、その水準は全く見えないままに費用負担だけが始まっています。

- (2) 費用負担では、負担すべき費用はホテルコスト(どこにいてもかかる費用=ホテルに泊まったと同じ費用)としての実費負担と、福祉サービスにかかった費用の1割の応益負担(=定率負担)の2種類ですが、前述のとおり実費負担では施設利用者が施設利用(ホテルに泊まること)をあきらめたり、食事などを安いものや食べないといったことも起きるのではないかと心配しています。また、定率負担では福祉サービス毎にかかるため、施設利用料や補装具の費用等、障害が重ければ重い程各種のサービスが必要となり、サービス毎に定率での負担が生ずるために負担額は増大し、トイレに行ったり、食事・洗面・入浴等、生きるために最低限必要なサービスにもお金を払わなければ利用できないといったものになっています。

- (3) なお、所得階層により負担上限額の設定や社会福祉法人による減免(軽減)制度などがありますが、1ヶ月に6万6千円を超える年金や施設で働いて得たわずかな工賃、仕送り等があった場合等には定率負担が求められ、実費負担は収入に関係なく徴収されるものになっています。

- (4) また、施設の入所利用者は、手元に月額で2万8千円が残る仕組みになっていますが、国の制度に基づく試算では2級障害年金6.6万円+働いて得た賃金(工賃)3万円でも、1級障害年金8.3万円+工賃3万円でもこの残る額は変わらず、この制度施行にあわせて年金が全額手許金となる在宅に戻ろうとする者が

多数見込まれる心配があります。これは障害年金だけの収入でも手元金は同じで、働くインセンティブが持ちにくい仕組みに問題があると思われれます。

- (5) 持続可能な制度と言いつつ、結果的には「制度は残って人はいなくなる」心配や、家に戻った人たちのその後の暮らしと公的支出への跳ね返り(居宅サービス利用や生活保護受給等)を考えると、「応益負担」の考え方そのものと「所得保障なき実費負担」に本質的な問題の所在があると言わざるを得ません。

5. 自立支援医療など他制度についても一元化されますが、次の問題があります。

- (1) この法律によって育成医療(障害児対象の医療制度)、更生医療(障害児・者に対する車椅子などの補装具等の給付や障害軽減のための医療制度)、精神障害者公費通院医療(精神障害者の経済的・精神的負担を軽減するために、費用については5%までの自己負担)制度も一元化され、実費負担と1割の定率負担が同様に求められるものになります。
- (2) この結果、この法律によって「福祉と医療」、「児童と成人」が混在化するだけでなく、各々のサービスが長年にわたって培ってきた特性等が消える心配等があり、これに加えてこうした一元化の結果としてサービス毎の1割負担の積み重ねによる利用者負担の増はこれまでの何倍にも昇るものとなり、医療中断等による症状悪化等を心配する声さえ高まっています。
- (3) 他制度との一元化と言うならば、小児医療における安心して生み育てられるための少子化対策での対応や、年間3万人を超える自殺者(自殺者の8割が「うつ状態」での挙行)対策への包含、さらには今通常国会で審議が予定されている医療改革の中での総合的な見直しがなされるべきであって、今後の社会のあり様や国民一人ひとりの命に関わる問題を、何故に「自立支援医療」等という小さな枠組みに押し込み、費用負担のみに着目した制度とするのか、とても納得のできるもので

はありません。

この法律は本年4月1日から施行されていますが、ここまで述べてきた各種の心配や疑問・問題点に関する答えは、残念ながら無いままにその日を迎えていることとなります。当事者の多くはこの法律がいかにか、弱い立場にある人たちに過酷な結果を及ぼすかを身をもって体験し、その結果を公表することにより、改めて社会に改善を訴えて行きたいと言っています。

国際比較でよくマスコミに登場する対GDP(国民総生産=約540兆円)比で障害者分野への支出比率はOECD(世界経済先進国)の中でも最下位グループにあり、アメリカの半分、ドイツの5分の1、フランスの6分の1とも言われる0.66%にすぎない状況でのこの法律の出現に、内情を知る関係者にとってはとても看過できないというのが正直なもので、与党の国会議員の方でも国会審議の場において同様の指摘をしていました。

国会答弁において尾辻(前)厚生労働大臣は「この法律はある意味では3年の暫定法」と言い、障害保健福祉部長も「歩きながら考える」と発言していましたが、わが国の障害分野に携わるすべての人が、GDP比での正当な予算配分を声を一つにして国・財務当局に訴えることにより、ルビコン川(3年の暫定期間)を渡り切った時に、障害のある本人やその家族の方々に安心とこの国に生まれた喜びを味わってもらえるよう協力し、努力すべきではないでしょうか。

以上

障害者自立支援法施行にともなう、 緊急調査結果報告(Ⅰ)

ゼンコロでは12月から2月までに利用者、家族、職員等を対象に障害者自立支援法に関する説明を可能な限り客観的な事実に基づいて行ってきました。これらの説明を終えた3月1日を基点に、3月8日での一斉の見込み調査、4月3日での施行前状況調査を行い、今後の影響についての検討材料とするためにまとめを行いました。本号においては4月3日実施の状況調査について、本会の見解を含め次のとおり皆さまにお示しすることとします。

表1 調査対象数 (単位:人)

項目	数値
支援費対象施設	30施設
同上3月1日現在利用者総数	976

表2 退所者数 (単位:人、%)

項目	2005年度内	2006年4月以降	計
3月8日見込数	45	8	53
3月末までの退所者数	50	12	62
(うち入所者)	(22)	(8)	(30)
(うち通所者)	(28)	(4)	(32)
利用者総数比	5.1	1.3	6.4

表3 退所理由 (単位:人、%)

本当の理由	人数	率
利用者負担等	48	96.0
(求職活動)	(5)	(10.0)
(他施設)	(5)	(10.0)
(家事手伝)	(1)	(2.0)
(他訓練)	(3)	(6.0)
(在宅)	(34)	(69.0)
就職	2	4.0
合計	50	100.0

表4 退所者工賃分布 (単位:人、%)

工賃額	人数	率	対セルフ調査
0円	8	16.0	8人全員が長欠者
1万円未満	16	32.0	27人 (54.0%)
1万円台	11	22.0	平均 9,900円
2万円台	4	8.0	15人 (30.0%) 平均 47,463円
3万円台	2	4.0	
4万円台	3	6.0	
5万円台	3	6.0	
6万円台	1	2.0	
9万円台	2	4.0	
合計	50	100.0	平均 23,316円

1. 調査の結果と感想

- ① 施設利用の退所者は、3月8日調査での退所予定者45人に対して、50人と5人増えました。
- ② 沖縄コロニーが当初19人だったものが11人とどまっていますが、地域特性(失業率高さ、所得率の低さ等での可処分所得の低さ)から5月に予定されている1回目の自己負担支払後は、結果的には予定人数を上回る退所者が出ることにならないかとの心配があり、

今回の結果では他の法人で予想を超える動きがあったものでした。

- ③ 退所者の直近の平均工賃は、0円の人を除くと23,316円。これは全社協・全国社会就労センター協議会(セルフ協:施設数 3,186施設)の、福祉工場を含めた月額平均工賃21,000~23,000円とほぼ同額でした。
- ④ セルフ協の平均工賃の人たちが辞めていったことになり、セルフ協にこれを引き直した場合は相当の人たちが辞めることになるのだろうと思え、その人数はセルフ協全体で5千名を超えるのではないかとさえ心配しています。
- ⑤ 工賃0円の人が8人いましたが、いずれも病院に入院していたり、施設に通えなくなっていた人でした。これらの人たちが費用(利用者負担)を払うのであれば、この機会に施設への復帰をあきらめて辞めることにしたと思え、こうした人はセルフ協の他の多くの施設にも同様に存在するものと思われます。
- ⑥ 工賃1万円未満と1万円台を足すと54%(27人 平均9,900円)を占めています。国は「授産施設の55%は1万円以下しか払っていない」と言っていますが、今回の数字は退所者を対象とした調査ではありますが、結果的に国のデータを裏付けたものになっていました。
- ⑦ 退所の本当の理由として、利用料負担問題やその影響が48人、96%を占めました。うち、「他施設へ」というのは費用がかからない施設へ移ったものと思われます。また、「在宅」は費用を払えないため、たんに自宅へ戻ったことを示しており、施設利用の中断により手許金として年金が全額使えることに意味があったとも解されます。
- ⑧ 退所理由のうち「就職」が2人(4%)いますが、これまで国は授産施設から就職に結びついた人は1%に過ぎず、これを4倍にしていることについて、今回の4%は符合する数値になりました。
- ⑨ 4月以降の退所見込みでは12人。うち入所は8人。これらを合わせると62人(うち入所は30人)で、利用者全体のうち6.4%を占めています。「きょうされん」が3月に行った調査では、2.6%(517施設、12,742人中329人)の退所者見込が出されましたが、きょうされんは皆で力を合わせて施設を作り上げてきたにもかかわらず、「こんなにも居たのか」との思いがし、ゼンコロの数値は多くの施設に比してはまだ少ないほうかも知れないと思われています。

- ⑩ 入所、通所別では入所44%、通所は55%。退所見込みを含めた62人でみても、まだ通所のほうがやや多い状況にあります。これは、入所で利用者負担が多くなるからというだけではなく、通所の人たちがギリギリの生活をしていて、新たに利用料としてお金を払うことに限界を感じたのではないかと思います。
- ⑪ 全国調査をやっても、ゼンコロ調査結果の1.5倍ぐらいの数値がでるのではないかと心配しています。今回のゼンコロ調査は調査母数約1,000件で、青森から沖縄までの全国をカバーし、セルフ協の施設の入・通所数比率ともほぼ同様であり、さらに一般的に行われるサンプル調査などでも1,000件から2,000件が普通であることから、こうしたものと比較してもだいたいのわが国全体の傾向値が出ていると思っています。
- ⑫ これまでの2回の調査は、3月末までの話と実際に退所した人数を調べたものですが、現実に利用料を払う5月で、また山(退所者の増大)がくるのではないかと心配しています。

2. 今後に向けて

- ① 退所者の追跡調査については、4月が終わった段階、5月が終わった段階で引き続き行うこととし、その結果を段階毎に社会に公表して行きたいと考えています。
- ② また、4月が終わった段階では、施設の実際収入の減額がどうなっているかを調査し、その結果も明らかにして行きたいと考えています。

以上

青森

ラベル印刷機導入

(第二製造部 第一印刷課長 中村将一)

昨年11月19日ラベル印刷機「NS-250」を導入しました。

主な特長として、印刷ユニット前後のウェブ送りサーボモーターを使用し、被印刷材に応じて適正テンションを設定でき安定した見当精度を保つことが出来ます。

又、標準付属ユニットに加え、箔押ユニット、ラミネートユニット、シートカットユニット、ラベルスリッターなどの付属品の組付が可能で付加価値性の高い製品を可能にします。

さらに、タッチスクリーンモニターでチェックしながらパネルに必要なデータ(速度、印刷長、FDカット比など)をセットするだけで設定が自動的にできるので時間の短縮につながり多種少量生産にも対応出来ます。主な特長をいろいろの



べましたが現在、印刷産業不況の中で高い伸び率が期待されるラベル印刷市場でコスト削減、生産性向上、高品質な製品、付加価値のある印刷物を提供出来るラベル印刷機は工場において期待の大きいものがあります。



山形

新境地

(コロニーセンター援助員 國分純一)

私は、山形福祉工場の印刷製本課で製本係として9年間所属していました。しかし、約2年前に同法人運営の山形県コロニーセンターへ人事異動になりました。コロニーセンターは、以前勤めていた福祉工場と異なり、援助員として業務をこなして行かなければならず、何にしろ初めての経験で戸惑うばかりでした。その中で、製パン課に所属になりました。私は、食品関係は全くと良いほどわからなく、しかも、パンと言う未知の世界で正直動まるかと不安でした。それから約2年、製パン部門で試行錯誤しながら頑張っています。私は、5日間の横浜でのパン研修や独自の勉強での技術向上、パン職人のアドバイスでパン作りの美味しさを日々追求しています。

私が当施設に来た時は、パンの種類は、食パン・コッペパンを始め菓子パンの4種類での業務販売をしていました。しかし、今は、菓子パンが8種類になり、バターロールの生地



によるベーコンパンを作成し、販売をしています。バターロールの生地を使用してのパン作成を増やし、売れ筋のパンを作成販売して行き、当施設へと貢献して

いきたいと思っています。また、利用者の方々にも基本的の技術向上に向けて、クリアすべき事項を徐々に乗り越えていきつつ、パン作りの楽しさを共に味わっていき、更に自立を目指して環境づくりが出来るように努めている次第であります。

長野

自主製品について

(作業支援係長 草間広子)

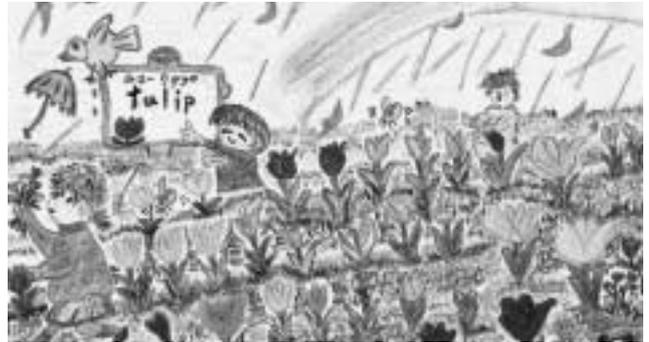
いよいよ自立支援法が施行されました。利用者の負担も今まで以上に増え、工賃も伸び悩む中、施設へ通って仕事をする意味を考えさせられます。その中で施設職員として何をし得てあげられるのか、今、利用者と一緒に、考えていかなくてはいけない時なのかもしれません。

少しでも高い工賃を目指そうとしても、今の世の中それほど単価の良い仕事はみつからず、漠然と自主製品といっても、何をしたらよいか、資金投資はどのくらいかかるのか、利益につながるのか、製品として売れるものが作れるのかといった問題があげられ、結局話し合いだけで終わってしまい前へ進まないのが現状です。

きっかけはどこにあるかわかりませんが、常にアンテナを張りながら製品を見ることだと思います。ある程度の見極めがついたら「調べ」、「聞き」、「実行してみる」ことではないかと思っています。

私は、この4月より作業支援係長になり、それまでは、縫製科、印刷科を担当していました。縫製科では犬の洋服、印刷科では利用者の皆さんの作品(下記イラスト)を絵ハガキや、縫製科で作った手さげへプリントして販売しています。自分達で作り上げたものが売れたときの皆さんの喜びは、例えようがないものです。

自主製品への取り組みが、利用者含め施設全体のやりがいへ繋がっていくのではないかと思います。この施設へ来て、仕事がしたいと思える作業場作りを目指していきたいと考えております。



東京

在宅就労に国の支援策誕生

(職能開発室 堀込真理子)

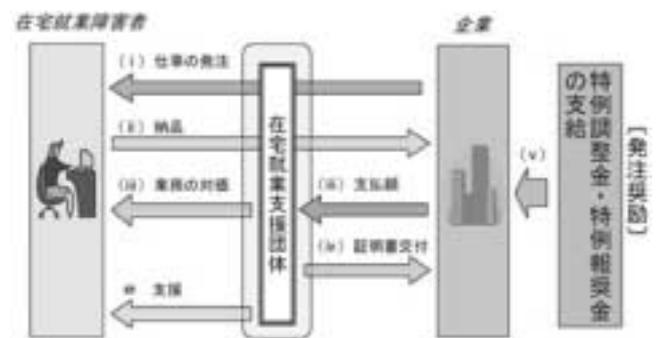
雇用されないで働く在宅就労の形態に、初めて国の支援策が誕生いたしました。

この4月から施行される改正障害者雇用促進法がそれです(一部については平成17年10月1日より施行)。

在宅就労にかかわる改正の大きな柱は、以下です。

○在宅就業障害者に対する支援

- ・自宅等で就業する障害者を支援するため、企業が仕事を発注することを奨励します(発注元企業に特例調整金等(障害者雇用納付金制度)を支給)。
- ・企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金等を支給します。



上記の在宅就業支援の部分は、一言でいうと、「個人ベースで働く障害者の方や、そうした人に仕事の仲介をしている支援団体に仕事を外注すると、発注元企業にもメリットがある」ということです。こうした考え方は、雇用一辺倒の助成制度しかなかった今までと比べると、全く新しい支援策といえます。ただ、事業主と支援団体双方にとって真に使いやすい制度となりえるかどうか、それは今後、実施の中で時間をかけて検証していく必要があります。

この在宅就業支援団体は登録制となっていますので、まずはたくさんの団体が申請し、それぞれの地域で開始していくことが大事でしょう。この4月、東京コロニーも早速申請をいたしました。今まで試行してきたことが社会の中でどのよ

うにしくみとして出来上がっていくのか、皆さんと一緒に見守って生きたいと思います。

※詳細は以下の厚生労働省のサイトをご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/index.html>

あかつき

就労支援ネットワーク

（所長 高橋 毅）

一年ほど前になりますが、当所がある武蔵村山市内の福祉作業所が集まり、作業所ネットワーク準備会が始まりました。武蔵村山市では元来横のつながりが乏しく、施設間の連携がほとんど無い地域でしたが、4年前に喫茶コーナーを市内の福祉作業所で合同で運営するようになり、ようやくつながりが芽生えだし、そして昨年障害者自立支援法に向けて連携の一段階アップを図りました。

ご存知のとおり障害者自立支援法の目的の一つに就労支援の強化がうたわれており、地域福祉を基盤とした就労支援の取り組みが課題となっています。また就労移行支援は一施設では限界があり、自治体や養護学校、ハローワーク等、関係団体との連携を密にしていかなないとなかなか難しいものです。

今年2月に正式に立ち上げを行い、「武蔵村山市障害者就労支援ネットワーク」と命名しました。名称は立派ですが内容はまだまだで、今のところ作業所連絡会と言った方が近いですが、“ネットワーク”を見据えた気持ちを共通認識として持っています。連絡会からネットワークへ、いかにこの階段を上っていくか、今後我々に問われてくるでしょう。

現在、福祉作業所関係が当所を含めて7団体、養護学校や社会福祉協議会、市役所にも協力をいただき、月一回定例会を開いています。

目的は「就労を通じて地域の障害者の自立、生活の向上を目指すと共に、今後の福祉施策への取り組みや相互支援を図る」とし、就労支援の強化だけでなく地域社会における障害者の暮らしの向上や団体間の助け合いも視野に入れていきたいと考えています。

ネットワークの設計図はまだ出来上がっていませんが、今後更に関係団体に声をかけ、ネットワークの広がり実績をひとつひとつ作っていききたいと考えています。

東京アケ

喜望園からのご挨拶

（東京都清瀬喜望園管理課長 田上 明）

春爛漫、桜の花が見ごろの清瀬喜望園です。清瀬喜望園の

周りには桜の木が50本以上あり、それは見事な桜、さくら、SAKURAです。大きな木では、直径70～80センチ、周囲2～3メートルもあるものもあります。

清瀬喜望園をご存じない方に、ちょっとご説明いたしましょう。都道府県のわかる地図を広げていただくと、東京の細長い地形の真ん中上のほうにチョンと突き出たでっぱりがあります。そこが清瀬市です。ここは昔、結核療養所の町として全国に知られ、あの「となりのトトロ」の舞台となったところ。メイが遊んだ川、田んぼ、メイのお母さんが入院していた病院（結核療養所「白十字病院」）があり、清瀬喜望園は、メイのお母さんをはじめとする結核の回復者の生活を守り、自立した生活を支援するため、東京都が昭和51年に建てた施設です。もう30年が経ちましたが、今でも白十字病院でメイのお母さんと一緒だった人も入所して生活しています。

清瀬喜望園からの景色は素晴らしく、富士山は見える。秩父の山並みは間近で、相模の国の大山は見える。東に目を転じれば、東京、新宿の都庁を始めとした高層ビル群は見えるのです。もちろん、お膝もとの西武ライオンズ球場、西武園遊園地の観覧車も見えます。

もう一つの自慢は、清瀬喜望園診療所です。診療所といっても、そんじょそこらの診療所ではありません。何しろ、常勤医師が2名、非常勤医師が2名、看護師が16名、薬剤師が1名、検査技師が1名、レントゲン技師、PTとびっくりする体制です。当然、24時間の体制ですので、夜勤の看護師も当直の医師もいます。各居室、浴室、トイレにいたるまで、酸素配管設備とナースコールが設置されています。

それというのも、呼吸器の障害者は、ちょっとした風邪でも、肺炎などから急性増悪で命を失うことがあるからです。そのような呼吸機能障害をお持ちの入所者に、安全に安心して生活していただくためには自慢できる診療所の体制が必要なのです。

最後にご報告ですが、今年の1月に当法人の理事長の小島貞夫が、「瑞寶双光章」という叙勲の榮譽を賜りました。



京都

～自立支援法始まる～

(厚生課 岡村俊裕)

平成18年4月からの障害者自立支援法施行に伴い、3月はこの新しい法律の勉強と対応で正にドタバタ状態でした。利用者負担を決定するための書類が各当事者・御家族のところへ届きましたが、施設よりいろいろな情報は伝えていたものの今までの収入申告書の書き方と全く違った様式であった為に、多くの方から「個別減免」「補足給付」「世帯分離」何何何?…という様な問い合わせが多数ありました。今までの応能負担からサービスの1割負担と食事・光熱水費等の実費負担における負担大幅増に対して個別減免や補足給付のシステムがあり、少しでも負担が軽減できる手続きをしていただけた様依頼をしました。また、入所の際に前住所となる家族と同じ世帯に住民票を残していた方も多くおられましたので、世帯分離をして個別減免の対象となるように住民票を今の居所であるあんびしゃに移す作業を家族の協力のもと行ってきました。私自身、この個別減免適用において、世帯分離の必要性を充分認識しておらず、住民票が同じでも世帯が別々であれば良いと思っていましたので、行政とのやりとりでそれが分った時にはかなりあせりました。新年度が始まってはまだ手続きが動いている状況ですが、何とか申請手続きについては落ち着いてきました。新しい施設受給者証も発行されてきましたが、負担額について以前のものと比較検討してみたところ、1ヶ月外泊なしで在籍されていたと仮定すると、身障入所利用者の負担額アップが判明し、心配しております。当施設においては、個別減免や補足給付が適用を受けたとしても、3万円程度負担増の方も多くおられ、「最終的に手持ち25万から3万しか残らない」と困惑されています。

あと知的障害者入所施設利用の方が医療において、専用の受診証が廃止になりました。そのため療育手帳A判定の方は福祉医療へ、てんかん・躁鬱・精神等の方は自立支援医療へ、B判定の方は京都府独自の制度や市町村独自の制度への移行となりますが、これらをうまく活用して少しでも負担を軽減し、安心して必要な医療が受けられる様に調整している今日このごろです。

何はともあれ、待ったなしに始まった法律です。まだ課題は多くありますが、少しでも利用者の方がうまくこの制度に対応され、安心して生活が送れる様、共に考えて行きたいと思っています。

山口

スローガン

(製造三課 課長 南 相徳)

毎年3月初旬になると頭の痛い想いをするのがこの各課スローガンの提出です。

更に今年は、これに加え協会のスローガンも提出せよと言う事で二重の苦しみに、なっています。そこで課のスローガンについては、期限を二週間で職員に募集を掛ける事にしました。

提案は3件、あまりに長くて憶える事も出来ない物が2件、そこで短くて憶えやすい物と言う事で製造三課のスローガンは「全力投球」と言う事に決定しました。

この文言にも紆余曲折ありで、いつも全力投球にした方が良いのでは、と提案者に問うと「いつも」だと体の、スタミナが持たないと言うことで「いつも」は無しで決定しました。幸いにも製造三課は男ばかりの職場ですので、全力投球しやすいのではと思っています。課として全員が全力投球すれば良い製品が出来るのでは?

この原稿を書いている時期には野球の世界一決定戦WBCの準決・決勝が行われている時でした。

目出度たく、王ジャパが優勝を勝ち取り世界一になった時のインタビューで、イチロー選手の言った言葉が非常に印象的でした。チームを作って一ヶ月余りでこの様な素晴らしい業績が残せます。

製造三課は、もう何年も同じメンバーで仕事をして来て、気心も知りつくして



いる訳ですから出来ない事は無いと確信してやっていきます。

ちなみに今年度の協会のスローガンは「環境整備と意識改革」です。協会全体でこのスローガンに向かって心をひとつにすれば、良い結果が出て来る様な気がします。全員で頑張っている様努力していきます。

福岡

野点 (ののだて)

(なのみの里 課長 花田敏秀)

現在、社会福祉法人福岡コロニーには大きく分けて5つの施設と3つの事業が糟屋郡新宮町と古賀市という2つの場所に分かれてあります。

新宮町には事業としては印刷事業を中心として、身体障害



者福祉工場、身体障害者授産施設、社会授産施設があります。古賀市には知的障害者通所授産施設のみ工芸、知的障害者入所更生施設な

のみの里、居宅支援事業としてデイサービス、短期入所事業、古賀市から委託を受けた地域生活支援事業があります。

古賀市の知的障害関連の施設がある土地は福岡コロニー発祥の地です。1952年10月、退院後帰る家のない結核患者が、国立療養所のポンプ小屋を借りてこの地に住み着いたのが現在に至るコロニーの事業の源になります。現在「人間回復の砦」福岡コロニー発祥の地の碑があります。

さて、写真のようにこの地に数年前から満開の桜が咲くようになりました。この桜は平成の時代になってすぐに、古賀市の心身障害児者親の会等の運動もあって、知的障害者の授産施設が建設されてから、数年間かけて地域の皆様のボランティア活動により植えられたものです。

桜は主君への忠義のため武士道を貫いた47士に倣った訳ではありませんが、全部で47本のソメイヨシノと八重桜です。

なのみでは毎年この時期に、満開の桜の下で花見行事をします。手作りの弁当を食べたり、野点をしたり、みんなでレクリエーションをしたりします。

桜のこの時期になると、私にはどうも気になる和歌があります。「願はくは花の下にて春死なんそのきさらぎの望月のころ」という西行の和歌です。花といえば桜、望月は満月のことです。できれば、満月のもと、桜の花の下で死にたいということになります。この和歌は桜を愛でる日本人の心情、無常観、死生観をよく表していると言われています。桜を見てると何か幽玄で、しばし現実から離れて昔や異次元の世界に引きずり込まれそうな雰囲気があります。

コロニー発祥のこの地で、地域の人の厚意により植えられた桜を見ながら昔に思いを致し、自立支援法の難題をしばし忘れ、この桜がある限り地域の中で、人間回復の砦の灯火を掲げ続けることができるようにと願ったことでした。

佐賀

今年は、「和食の鉄人プロデュース」だ!!
(指導員 木塚大成)

九州で桜が咲き誇るこの季節、春光園では毎年「食事会」を行っています。今年で十年以上になる、ロングランの行事

になりました。

「食事会」とは、その名のとおり「食事」をしにいく行事ですが、ただ単に食事に行くだけの行事ではありません。なぜ、この時期に食事会を行うかといいますと、それには大きく二つの意味があります。一つは、年度の最後に「今年もみんながんばったね。」という春光園皆さんへの感謝と、ねぎらいの気持ちを込めることです。ですので、かなりリッチな食事になっています。二つ目は、普段食べる雰囲気とは違った場所で食事をすることによって、非日常の感覚を体験していただければと思って行っています。

毎年、佐賀・福岡を中心に様々なところに行ってきたのですが、今年は、なんと和食の鉄人「中村孝明プロデュース」の食事会となりました。

食事会当日は、この食事会のためのような快晴の青空でした。実際の食事では、様々な創作メニューがずらりと出てきました。写真を見てもらえば分かるかと思いますが、一度に全部の料理が出てくるのではなく、一品ずつ出てくるようになっていました。しかも「中村孝明プロデュース」の和食料理というだけあり、計算尽くされた配色のバランスで、舌はもちろん、目でもとても楽しめる食事会となりました。特に最後のアイスクリームは絶品で、なかなか普段は味わえることができないものでした。

春光園のみんなも「わいわい」楽しそうに料理のことや、普段仕事はなかなか話せない話で盛り上がってました。しばし仕事の現実を忘れることができ、これで、来年度もまたがんばろう!という気持ちになった食事会でした。



熊本

障害者等の自立支援に向けて
(作業所長 岡本隆允)

熊本コロニー作業所は、熊本県コロニー協会の3施設のうち最も早く設立された施設で、社会事業授産施設として永年にわたり障害者等の社会的、職業的自立の支援に取り組みその役割を果たして参りました。

この様な状況の中で、障害者を取り巻く雇用環境は景気が

回復基調にあると言われておりますが障害の重度化、複雑化、障害者の高齢化等が相まって厳しい状況が続いております。

当所といたしましては、より効果的な支援の方法を模索してまいりましたが、今年度から従来のIT訓練をパソコン基本系と情報技術系に整理して技能訓練を実施していくことといたしました。働く意欲を持ちながら職業的自立が困難な障害者等の皆さんが、1人でも多く利用していただき社会参加が実現できるよう願っております。今後訓練内容の充実は勿論、関係諸機関の支援と協力をいただきながら障害者の自立に向けて積極的に取り組み、作業所利用者の期待に応えられるよう、更には熊本コロニー作業所の社会的役割と責務が果たせるよう努めて参らねばと思っております。

折しも、障害者自立支援法への移行が避けて通れない状況となっております。社会事業授産施設がどのような位置付けになるか不確定要素が数多く残されておりますが、利用者サービスの低下になることのないよう慎重に対処していかねばならないと考えております。



沖 縄

ゆうやとゆうみ、 そのゆうこちゃん

(生活支援員 仲島涼子)

新生児ゆうこちゃんの授乳の時間。

母親ゆうみがTシャツの下から何やらもぞもぞと引っ張り出す…それは、首からぶら下げた包帯、一つの輪になっています。首にかけると自然にTシャツがめくれおっぱいが現れます。四肢に重度の障害がある彼女のために、病院側が考えて作ってくれたものです。

ゆうみは沖縄コロニーの寮で生活をしながら、ワープロ入力からウィンドウズ編集へと職業訓練を重ねてきました。同じく利用者でMac制作に携わるゆうやと出会い、結婚、出産を経験しました。

「自分達で子育てがしたい」。

ゆうやとゆうみは強い思いを持ちコロニーを退所、アパー

トで新しい生活を始めました。ゆうやはコロニーで培った技術を活かしたいと就職活動を開始、その努力が実り、民間会社に採用されました。ゆうみは19年間の寮生活から何かものが初めての生活に挑みました。

彼女にとって悪戦苦闘の毎日です。しかし2人の子育ては、家族や沖縄コロニーの仲間達を始め沢山の関係者に見守られています。特に、産婦人科・小児科・社協・児童課のスタッフ、保健師やソーシャルワーカー、ヘルパー（コロニーヘルパーステーションみやぎ）らが出産後の支援について度々ケース会議を開いてきました。

入所生活が長く家事経験のないゆうみのために、現在、3人のヘルパーが毎日交代で2～3時間程度、生活支援に入っています。支援内容は、食事準備、掃除、洗濯などで、ヘルパーが常に心がけているのは、いずれはゆうみ自身が一人で家事が出来るようになる事です。

ヘルパーが冷蔵庫にある食材を使って、ゆうみに調理法を教えながら一緒に作ります。ゆうみ自身も習得しようとする意欲が強く、ゆうこちゃんがむずかかって泣く時にも胸に抱えあやしながら真剣にヘルパーの調理姿を見えています。母として、妻として、やる気満々のゆうみです。

ヘルパーが感心するのは、ゆうみが布おむつを使い、毎日手洗いをしている事です。子を思う母親の愛が伝わってきます。父親ゆうやも仕事からの帰りがてら食材の買い物をしたり、洗濯物を取り込んだりと積極的に家事に加わります。

「子育ては想像以上に大変！寝ているゆうこが一番かわいい！」と、ゆうみは全身を使いこぼれるような笑顔で話します。ゆうこちゃんの成長は、そのままゆうやとゆうみの自立生活の証（あか）しです。

小さな家族の新しい生活を皆が応援しています。

チバリヨ～（頑張れ～）！



ゼンコロ各委員会紹介③ 新規事業委員会

新規事業委員会の紹介になりますが、限られた紙面では十分な説明はできませんが、概略として紹介いたします。ゼンコロで新規事業委員会を立ち上げた背景として授産事業のメインである印刷事業が厳しいことにあります。加盟法人が12ありますが、印刷事業は業界としても不況業種に指定されるなど各法人でも苦戦している状況です。

新規事業委員会は平成14年度から取り組みを始め、15年度にリサイクル関係の事業に着目し、調査研究や試験的な取り組みを重ね、平成16年度に古紙リサイクル事業を開始いたしました。京都梅花園が5月に古紙回収事業をスタート、ついで沖縄コロニーで9月にスタートしました。既存業者との関係など、様々な問題をクリアしながら事業は少しずつ伸びてきました。しかし、単独での回収事業には限界も見え始め、協力会社との連携が重要になってきております。東京コロニーでの回収を東京方式と呼んでおりますが、営業を施設が行い、回収は協力会社に依頼する。特に大手の会社であれば、物量が多く顧客も安心できます。今後は施設独自の回収と東京方式を組み合わせた形で展開を考えています。古紙回収事業をスタートさせた大きな要因としてヤマト福祉財団の全面的なバックアップがあり大変感謝申し上げます。そのことが

大きな実績と自信につながり、平成17年度も着実に実績は伸びております。古紙回収に関わっている法人が5法人になり、ゼンコロ以外の法人にも紹介し、協力をいただいております。

古紙回収事業にすべての法人が関わるわけではなく、新規事業委員会の役割は常に新しい事業



第11回委員会 (福岡コロニーにて)

に対し、パイロット的な役割を担っております。各法人が取り組んだ事業を紹介し、可能性があれば、各法人で導入を検討する情報交換の場でもあります。平成18年度は古紙リサイクル事業の他にホームヘルプステーション事業についての部会も設ける予定です。

障害者自立支援法の動きにおいては企画総務委員会が必死に取り組んでいます。障害者の就労の場を確保するうえで、新規事業委員会の役割もさらに重要になるものと考えます。

(新規事業委員会委員長 金城忠彦)

比嘉哲さん、沖縄に戻る。

こぬか雨が切れ切れに降る中、新宿御苑近くのホテルへ、遠く沖縄の地からやってきた比嘉哲(ひがさとし)さんを迎えたのは平成15年の6月。何故雨が降っていたのを覚えているかといえば、最初にお会いしたホテルに傘を忘れたことを覚えていたためです。ここからゼンコロの新規事業、とりわけて古紙の回収・リサイクルを含む「環境事業」が実質的にスタートしたとよいでしょう。その前年の平成14年4月、新規事業委員会をゼンコロの組織として正式に立ち上げ、会員法人からのフランクな提案の出し合いから始まって、新しい事業の取組みとして環境事業に的を絞ったのがちょうど1年後。新規事業をスキームとして組立てて実質的に事業が開始出来るよう、「牽引車」として沖縄コロニーから精鋭1名を派遣されてきたのが比嘉さんでした。

東京に来てから今年の3月末まで2年と9ヶ月。比嘉さん、この間にいろいろありましたね。東京での住まいも六本木、新宿、中野と3回変わり、年2回のゼンコロ総会に参加して、青森から熊本まで行き、新規事業の開拓でやはり全国を走り回り、果ては



ゼンコロの旗を持つ比嘉さん
(コロニー中野工場にて)

ワーカアビリティ・インターナショナル総会に参加するため、ニュージーランドまで飛んで、英語のスピーチまでやらされましたね。この間にヤマト福祉財団様からの協力を頂いて、古紙回収に弾みをつけることができ、ゼンコロ会員法人以外の社会福祉法人へも古紙回収の事業を拡げることが出来ました。

比嘉さんの魅力は、初対面でもすぐに打ち解けて誰にでも話しかけること、それと立派な体格に秘めている、キメ細やかな心使いでしょう。お客様に対してももちろんですが、協力いただいている企業やコロニーで働く同じ仲間への気配り、気遣いは大変なものでした。我々も大いに見習わなければ、と思いつつ比嘉さんの後姿を見ているだけでした。大変惜しまれつつ東京を後にした比嘉さん、沖縄に戻っても引き続きチバリョー!

(ゼンコロ事務局)



名刺ハガキプリンタのスタンダード
MP-1200R

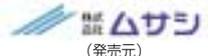


名刺ハガキプリンタの高級位版
印刷会社様も太鼓版の一台!
MP-2000ProV



新発売 マルチカードプリンタ
MP-5000

- ・多様な用紙に対応
 - » 名刺ハガキ/往復ハガキ/三つ折/封筒など
- ・バリアブル印刷に対応
 - » 宛名印字/席札/入場券/チケットなど
- ・印圧/濃度/速度の調整による最適な印字
- ・名刺100枚2分40秒、ハガキ100枚4分
- ・安定した給紙と高い印字位置精度



本社: 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 第二営業本部 03-3546-7717
<http://www.musashinet.co.jp>



(製造元)

東京支店 03-3546-7716	東関東支店 043-202-7561	大阪支店 066-745-1634	福岡支店 092-282-6301
神静支店 045-461-3400	札幌支店 011-551-6911	名古屋支店 052-581-7307	中四国支店 082-232-9261
北関東支店 048-640-5795	仙台支店 022-227-9185		



I&I-Imaging & Information

新世代CTP湿し水
ECOLITY-1

- CTP版上のシャープな網点を、印刷物上でも高品質に再現
- 抜群の安定性で「印刷標準化のための基準づくり」に貢献
- PS版にも効果を発揮し、オフ輪にも枚葉にも使える万能タイプ

富士フイルム グラフィックシステムズ株式会社 本社 〒101-8452 東京都神田錦町3-13竹橋安田ビル2F TEL 03 (5259) 2314 [ホームページ http://www.ffgs.co.jp](http://www.ffgs.co.jp)



i-Communication

美しさをまもりめく、
CTP思いの湿し水。

福祉施設の企画・総合計画・改造計画・設計監理

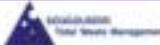


— 確かな経験と豊富な実績 —

昭和44年の創業以来、北海道から沖縄まで全国各地に600件の公立・民間の福祉・医療施設建設を手がけた、数多くの経験と実績があります。施設の移転計画、増改築計画等、どんなことでもお気軽にご相談ください。計画・申請から設計/監理にいたるまで一貫したお手伝いをさせていただきます。

株式会社 新環境設計
代表取締役 平松良洋
〒113-0033 東京都文京区本郷4-10-7 本郷MKビル
TEL. 03-5800-0321 FAX. 03-5800-0505
<http://www.shinkankyo.co.jp>

Let's try! **COCO SYSTEM**



<http://www.sogosei.co.jp>

株式会社総合整備



障害者自立支援と環境保護を我々と共に
取り組みましょう!

福祉社会への参加を通じ、循環型社会への貢献を
開拓者の心で可能性を追求しよう!

本社: 東京都杉並区上荻 2-21-25 TEL: 03-3394-2520 FAX: 03-3394-2420
工場: 東京都西多摩郡瑞穂町長岡 3-1-28
東京都あきる野市二宮東 3-8-17

